

デイサービス ラ・ヴィータ 運営規程

基準緩和型通所事業

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桜樹会が開設するデイサービス ラ・ヴィータ（以下「事業所」という。）において実施する基準緩和型通所事業は要支援及び介護保険法施行規則 140 条の 62 の 4 第 2 項に該当する者（以下「事業対象者」という。）に対して、運動等身体機能の維持又は向上及び介護予防に資すると考えられる各種サービスを提供することにより、要介護状態等となること及び閉じこもりの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営む事ができるよう支援する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 従業者は利用者の心身の特徴を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、生活機能向上のための機能訓練、地域との関わり場の場、社会参加の場等の提供を行う。

2. 基準緩和型通所事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 基準緩和型通所事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保健医療機関及び関係市町村等と連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者が行う事を基本としたサービス提供に努める。
4. 前項のほか、福山市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を尊重し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス ラ・ヴィータ
- (2) 所在地 広島県福山市御幸町大字森脇 706 番地 2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、通所介護の利用申込に係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護職員 1名以上
介護職員は、日常生活上必要な介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。
但し、12月31日から1月3日は休日とする。
感染症拡大防止や災害時においては、休止や閉鎖をする場合がある。
- (2) 営業時間は午前8時30分～午後5時までとする。
但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。
サービス提供時間は午前10時30分～午後1時30分までとする。

(利用定員)

第6条 基準緩和型通所事業の利用定員は20名とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業所内容は下記に掲げる通りとして、基準緩和型通所事業を提供した場合の利用料の額は、福山市長が定める基準によるものとし、当該基準緩和型通所事業が法定代理受領サービスであるときは、福山市長が定める基準による額に各利用者の介護負担割合書に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 生活指導
- (5) 機能訓練
- (6) 日常動作訓練

2. 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1kmにつき20円の交通費を徴収する。
- (2) 食事の提供に要する費用として、一食につき500円を徴収する。一品追加メニューを選択した方は600円を徴収。
- (3) おむつ代として、実費徴収する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、基準緩和型通所事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用ならびに活動に資するための費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものとして、実費徴収する。

3. 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市（御幸町、千田町、横尾町、郷分町、山手町）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 設備を利用する場合は、各担当従業者の許可を得て使用すること。
- (2) 利用者は事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、基準緩和型通所事業を実施中に、利用者病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(高齢者虐待等の禁止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。
4. 介護情報の提供及び開示は、「介護に関する個人情報開示の規程」に定める対応を行うものとする。
5. 事業所は、利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し、迅速に対応する。
6. 基準緩和型通所事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
7. 事業所は、全ての基準緩和型通所事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
8. 事業所は、適切な基準緩和型通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
9. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜樹会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年12月1日より施行する。

この規程は、令和5年5月1日より一部改正する。

この規程は、令和6年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和7年9月1日より一部改正する。